

鳥取県告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月13日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 本 昌 隆 東伯郡北栄町下神634

平成23年7月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 脇 坂 正 則 東伯郡北栄町下神687

平成24年3月30日就任 任期 平成25年3月29日まで